

平成25年3月

お客様各位

山梨県民信用組合

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組みについて

中小企業金融円滑化法は、平成25年3月31日に期限を迎えますが、当組合は、同法の期限到来後も取組方針は、従来どおり柔軟に対応することに何ら変わりはありません。

当組合は、今後も「けんみんのグッドパートナー」として、地域社会の向上に取り組んでまいります。

貸付条件の変更等の申込みに対する方針

1. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応

当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客様が、業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店、総合相談センターの「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件変更等のお申込み・ご相談に応じます。

2. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店、総合相談センターの「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

3. 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備

(1) 当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談 に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、融資部に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともにその内容を記録、保存等いたします。

(2) 金融円滑化推進部会（事務局・融資部）において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等いたします。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。

(3) 金融円滑化推進部会（事務局・融資部）において、貸付条件の変更等をしたお客様の進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。

(4) 上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

4. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫 等）、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

5. お客様への説明態勢の充実

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

また、お客様のライフサイクルにあわせた各金融サービス情報の提供に努めてまいります。

なお、お客様の金融円滑化のご相談は、当組合本店、各営業店及び総合相談センターのご相談窓口でお受けしております。

【金融円滑化法等ご相談窓口】

1. 本店及び各営業店

◆受付時間：平日午前9時から午後3時まで（当組合休業日を除く）

ただし、午後8時まで予約により「ご融資経営ご相談窓口」の利用は可能です。

2. 総合相談センター「パートナーズ」

◆受付時間：平日午前9時から午後5時30分まで（当組合休業日を除く）

*毎週 月曜日・水曜日は午後8時まで受付しております。その他の曜日におきましても、予約により「ご融資経営ご相談窓口」の利用は可能です。

◆フリーダイヤル：総合相談 0120-732-711

年金相談 0120-487-652